

西東京市第3次男女平等参画推進計画

西東京市配偶者暴力対策基本計画

各課事業評価報告

(平成27年度)

(Bグループ)

2. 平成27年度各課事業評価報告

★（重点課題）

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
89	II-1 (1)	①学校における人権教育の実施	学習指導要領等に基づき、授業や活動などで人権尊重や男女平等などについて指導の充実を図り、学校における人権教育を実施します。	教育指導課	各学校における人権教育の全体計画及び年間指導計画の見直しを図り、学校における人権教育の更なる充実を図る。
90		②多様な性や生き方に関する理解の促進	講座・講演会や情報提供等を通して、性の多様化や家族形態の多様化等に対する理解の促進を図ります。	協働コミュニティ課	多様な性に関する情報提供を行う。
91		③情報誌パリティの発行と配布（再掲）	情報誌パリティを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図ります。作成については市民参画で行います。また、多くの市民が読めるように配布について工夫します。	協働コミュニティ課	市民公募による男女平等推進センター企画運営委員会が企画編集を行い情報誌を作成する。多くの市民が読める方法を検討する。
92		④国際交流等行事の実施	国籍、民族、文化、習慣等の異なる人々が互いを理解しあい、地域で共に暮らす多文化共生を推進します。	文化振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・西東京市多文化共生センターの運営 ・外国人のためのリレー専門家相談会の実施
93	II-2★ (1)	①講演会やパンフレット等による啓発	暴力の未然防止と早期発見を市民に働きかけるため、講演会やパンフレット等による啓発を行います。	協働コミュニティ課	暴力についての講演・DV冊子の配布を行う。
94		②デートDV防止の啓発	恋人等親密な関係にある男女間の暴力の防止について、啓発を行います。	協働コミュニティ課	DV冊子の配布を行うとともに、センター内において掲示を行う。
95		③早期発見に向けた市民、職務関係者との連携	暴力の早期発見・早期対応に向けて、市民、市の相談窓口や警察等の職務関係者との連携をすすめます。	協働コミュニティ課	暴力の早期発見、対応に向け庁内相談窓口・警察との連携を進める。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
B	各学校における、教育活動全体を通して、各校で作成する人権教育の全体計画に基づき、組織的・計画的に人権教育を推進した。	各学校における人権教育の全体計画及び年間指導計画の見直しを図り、学校における人権教育の更なる充実を図る。		
A	情報誌パリティ内で特集記事を掲載し、男女平等推進センター内においては掲示を行った。	引き続き、様々な手段で情報提供をする。		
A	情報誌パリティを9月と3月に合わせて21,000部を発行配布し、ホームページに掲載をした。男女平等推進センター企画運営委員会において市民が手に取りやすい、読みやすい、目を引く構成にすることを主眼として、表紙等の色の選定やイラストについて細かく検討し、四コマ漫画を取り入れたり、小見出しの文章やコーナーの配列に気を配り、分かりやすい文章表現にこだわって編集を行った。特集記事について、女性の活躍推進と男性介護者の時流に合わせた経済・社会問題を取り上げ、男女平等意識の無い方にも手に取っていただけるよう興味を引く内容を掲載した。	情報誌パリティを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図ります。作成については市民参画で行います。また、多くの市民が読めるように配布について工夫します。		
A	<p>【西東京市多文化共生センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月～金曜日 午前10時～午後4時まで開所 ・外国人の日常生活相談86件、外国人支援活動先の紹介等58件、その他の施設利用1101件、通訳ボランティア派遣事業19件、多言語情報の提供13件、窓口通訳利用41件 <p>昨年同様、行政窓口や学校への通訳ボランティア派遣の依頼が多かった。今後も安定した需要が見込まれる。</p> <p>【外国人のためのリレー専門家相談会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年12月12日（土）、南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」で開催 ・専門家：弁護士、行政書士、社会保険労務士、臨床心理士、フェミニストカウンセラー ・言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語 相談：5人7件 <p>外国人が円滑な社会生活を送ることができるよう、相談会を実施した。通訳及び運営に市民ボランティアが関わった。他の相談内容で相談にいらした相談者でもフェミニストカウンセラーがかかわってくることもあり、引き続き相談体制を設ける。</p>	以前より認知度のアップについて検討を重ねてきているが、引き続き検討していきたい。		
A	講演会の実施（暴力をなくす運動週間事業：H27. 11. 21「他人事ではない災害時のDV問題を考える」16名参加）DV冊子の配布	講演会の実施 DV冊子の増刷・配布（前年度未配布先への配布）継続		
A	DV冊子の配布・センター内における掲示実施	DV冊子の配布・センター内における掲示実施継続 市内高校、大学への冊子配布検討		
A	配偶者暴力担当者連絡会議を行い、庁内・警察等組織での連携を図った。支援個別対応として警察等と連携し、安全を確保したり、市の相談窓口担当者と連携を行った。	今後も継続実施する。		

体系番号				担当課目標			
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画		
96	II-2★	(2)	①女性相談の実施	男女平等の視点にたち、女性が自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等について、相談員とともに解決の糸口を見出す相談事業を実施します。	協働コミュニティ課	日々の暮らしの中で様々な悩みを抱える女性に寄り添い、自ら問題解決していく糸口を見出していくことを支える。	
97			②一人ひとりの状況に応じた相談の実施	女性相談、子供家庭相談、母子相談など、一人ひとりの状況に応じた相談を実施します。また、外国語（英語・韓国語等）による相談対応を検討します。	協働コミュニティ課	相談者の個別状況に応じた相談の充実を図り、関係部署と連携対応する。	
98			子育て支援課			生活福祉課	2名の家庭相談員を配置し、生活保護受給世帯の女性に対して個別の相談に応じます。母国語対応が必要な生活保護受給者には、職員による外国語サポーターを活用します。
99						子育て支援課	母子・父子自立支援員によるひとり親相談を実施します。
100						子ども家庭支援センター	子供家庭相談を継続して実施する。
101		③男性相談のあり方の検討	男女平等の視点にたち、男性が自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等について、相談員とともに解決の糸口を見出す相談事業のあり方を検討します。	協働コミュニティ課	男性相談についてのあり方を検討する。		
102		④相談窓口の周知と情報の提供	さまざまな相談窓口を通してDVの被害者を発見し、適切な支援につなぐため、相談窓口の周知を図り、DVについて情報提供を行います。	協働コミュニティ課	庁内においては配偶者暴力担当者連絡会議を行い、情報の提供を行う。外部相談窓口（警察・病院）とは日頃の連携を進める。		
103		(3)	①緊急一時保護の実施	DV被害者の安全を確保するため、緊急一時保護します。	協働コミュニティ課	被害にあった女性の安全を図るため緊急一時保護へつなげる。	
104			②民間支援団体との連携	シェルターを運営している民間支援団体と連携し、DV被害者が安心して一時避難できる場所を確保します。	協働コミュニティ課	被害にあった女性が安心して一時避難できる場所を運営している民間シェルターへの運営費を支援する。	
105			③緊急一時保護宿泊費等の支援	緊急に保護が必要な女性の安全確保のため宿泊費等を助成します。	協働コミュニティ課	緊急に保護が必要な女性の安全及び自立支援のため、緊急一時保護宿泊費等を支援する。	

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	女性祖相談・婦人相談事業で実施 田無庁舎での女性相談出張相談を実施 相談件数 女性相談348件 婦人相談724件	今後も継続実施する。		
A	相談者の個別状況に合わせて関係部署と連携し支援を行った。外国語に関してはウィメンズプラザ外国人のための通訳にて依頼	個別の状況をふまえながら関係機関と連携し対応する。今後も継続実施する。		
A	家庭相談員による木目細やかな また、外国人（特に母子世帯）からの相談が増加傾向にあり、職員による外国語サポーターで対応できない言語については、西東京市多文化共生センターと連携しながら対応した。	引き続き、関係機関との連携を緊密に保ちながらスムーズに対応できるよう改善していく。		
A	母子福祉資金・父子福祉資金の貸付、就労・資格取得、住宅、養育・家事援助、年金・手当など、個々の状況に応じて相談・助言を行いました。 延べ相談件数961件	引き続き一人ひとりの状況に応じた相談・助言を行います。		
A	育児に悩む女性やDVを受けているケースなどは、関係機関と連携を取りつつ対応している。新規相談件数898件(前年度より139件増)、児童虐待相談221件、虐待以外の養護相談460件であった。児童本人からの相談は、13件と前年度より2件増えている。	引き続き継続、関係機関との連携の強化を図る。		
B	男性からの相談については子育て支援課の父子相談や東京都実施の男性相談を紹介した。	男性相談のあり方について情報収集しながら継続的に検討を行う。		
A	配偶者暴力担当者連絡会議を行い、庁内・警察・保健所・民生委員等の連携と情報提供を行った。外部相談窓口とも日頃の業務の中で連携をすすめた。	庁内相談窓口の連携をより一層深めるため今後も配偶者暴力担当者連絡会議を定期的に行う。外部に関してはDV冊子を増刷し配布する。		
A	DV被害者の安全の確保を第一とし、個々の被害者に適した支援が行えるように保護先の配慮や自己決定を尊重した支援を行った。	今後も継続実施する。		
A	多摩地域の民間シェルター連絡会への補助金を交付	今後も継続実施する。		
A	平成20年度より西東京市緊急一時保護宿泊費等助成金交付要綱を制定。この事業は被害者支援の選択肢を広げるために実施しているが、保護施設が利用できない際に実施する事業となる。平成27年度は実績は0である。	今後も継続実施する。		

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
106	(3)	④一人ひとりの状況に応じた連携による支援と情報の提供	DV被害者の生活・子育て等を支援します。また、子どもの心のケアへの支援や保育・就学等の行政サービスに関する支援を行います。	協働コミュニティ課	被害にあった女性とその子どもの生活について自立にむけての支援を行う。
107				健康課	各種事業の中で相談体制の充実と情報提供に努める。
108				生活福祉課	職員による生活保護世帯の家庭訪問等で得た情報により、DVが予見される場合には、早期に対応し躊躇なく関係機関に繋がります。
109				子育て支援課	関係部署と連携し、DV被害者とその子どもの支援を行います。
110				⑤ワンストップサービスの検討	DVに関する相談窓口において、必要な手続きが一括して行える「ワンストップサービス」の導入を検討します。
111	(4)	⑥自立支援講座の実施	DV被害者の生活再建・自立を支援する講座を実施します。	協働コミュニティ課	自立支援講座を実施する。
112				①庁内関係各課との連携の強化	DV被害者が抱えているさまざまな問題の解決に向けて、庁内関係各課との連携を強化します。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	被害にあった女性とその子の自立のために関係部署と連携し支援を行った。	生活の安全と安心、安定の為庁内関係部署と引き続き連携を図る。		
B	各事業等を通して情報提供に努めるとともに、個別の支援については、関係課と連携を図りながらすすめた。	情報提供のタイミングについて継続して検討が必要		
A	担当CWのみではなく、各支援員とも情報共有を図りながら早期発見に努めるよう、組織的な対応を心がけた。	引き続き、各支援員とも情報共有を図りながらスムーズに対応できるよう改善していく。		
A	婦人相談員や関係機関と連携して、母子生活支援施設への入所を通じた自立支援などを実施しました。	入所に当っては、関係機関と連携しながら、施設入所が母子の自立に役立つものとなるよう、努めます。		
B	DV被害者支援に関して必要な手続きを整理し、支援者に情報提供を行った。	庁内の各部署での手続きがよりスムーズに行われるように関係部署と密に連携を今後も図る。		
A	平成27年度は、「タッピングタッチ」「アートでリフレッシュ」「これってモラハラ？」「もしも離婚となったら」4講座6回の自立支援講座を行った。	DV被害者以外にも相談を利用した方々への自立の支援のため講座を今後も行う。		
A	日頃より庁内関係部署と連絡を取り合い確認する事の他に配偶者暴力担当者会議を行い連携強化を図った。	日常での庁内関係部署と密に連携を図る。また配偶者暴力担当者会議を継続して行う。		

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
113	II-2★(4)	②各種関連機関・専門家との連携の強化	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を定例で開催し、支援に必要な関係機関、専門家との連携を図ります。	協働コミュニティ課	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を開催し連携を図る。
114				市民課	引き続き庁内連絡会に参加し関係部署や関係各課との情報共有を図る。 住民記録システムを参照している各課とのシステム的な連携を図り、被害者の住所情報の取扱いについて注意を促す。
115				保険年金課	担当者連絡会議に出席し、関係機関と連携を図る。
116				健康課	会議への参加
117				生活福祉課	担当者連絡会への出席は必須とし、関係機関との連携を密にします。
118				高齢者支援課	・高齢者虐待防止連絡会の開催
119				障害福祉課	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議において、配偶者暴力による被害者及びその家族が障害福祉サービスを必要とする場合に備えて、必要な情報に努める。
120				子育て支援課	連絡会議への参加により、関係機関との連携を図ります。
121				保育課	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を定例で開催し、支援に必要な関係機関、専門部署との連携を図る。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	平成27年度配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議1回開催、情報交換を含め連携をとる。	今後も継続実施する。		
B	住民記録システムを参照の各課と会議を重ね、事務取扱要綱の一部改正を行った。その結果、被害者への支援措置から住所情報等の保護へと取り扱いを変更している。	一部改正された要綱に基づき、市として一体的に事務を取り扱えるかが課題となる。		
B	担当者連絡会議へ出席し、関係機関と連携を図った。	繁忙期ではあるが、課内調整を行い、担当者連絡会議に出席できよう努める。		
B	関連する会議に参加するとともに、日常の中でも連携に努めた。	外部含め、研修については可能な限り参加をしている。		
A	担当者連絡会へは査察指導員と家庭相談員が出席し、得た情報については、課内で周知を図った。	引き続き、専門機関との連携の強化を図っていく。		
A	年2回開催 平成27度7月17日開催 (1)虐待予防の取り組み (2)関係機関との連携について 平成28年2月19日開催 (1)西東京市における養護者による高齢者虐待の現状について (2)クロス集計結果及び考察 (3)虐待の早期発見にむけた取り組みについて	・平成28年度も年2回の開催を予定		
A	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加し、具体的なケース検討に当たっては、利用できる障害福祉サービスの情報提供を行うなど関係機関と連携を図った。	引き続き、継続実施に務める。		
A	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加し、関係機関と連携を図りました。また、生活保護受給者等就労自立促進事業連絡会議に参加し、関係機関と情報共有しました。	関係団体との連携強化を図るため、今後も、連絡会議等に積極的に参加します。		
A	連絡会議により、関係機関等との連携を図っている。	継続実施により連携を図る。		

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
122	II-2★ (4)	②各種関連機関・専門家との連携の強化	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を定例で開催し、支援に必要な関係機関、専門家との連携を図ります。	子ども家庭支援センター	関係機関との連携を図る。
123				教育企画課	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」と「配偶者からの暴力の被害者の子供の就学について（通知）」に基づく適切な就学事務と関係機関との連携
124		③相談員の増員及び資質向上とメンタルケア	相談・支援件数の増加にあわせ、相談員の増員を検討します。また、相談員の資質向上を支援するための研修やスーパーバイズ、相談員のメンタルケアに取り組みます。	協働コミュニティ課	相談員の資質向上のため研修の参加、スーパーバイズを実施する。
125		④職員研修の実施	相談窓口における2次被害を防ぐため、庁内関係各課の相談窓口等の職員に対してDVに関する職員研修を実施します。	協働コミュニティ課	庁内相談窓口職員に対して研修を行う。
126		⑤配偶者暴力相談支援センター機能の検討	DVの防止及び被害者の保護のため、配偶者暴力相談支援センター機能について、検討します。	協働コミュニティ課	配偶者暴力相談支援センター設置についての検討を行う。
127	II-3 (1)	①暴力防止に関する情報提供と学習機会の提供	男女平等を阻むさまざまな暴力の防止に向けて、チラシ・パンフレット・ホームページ等を通じて情報を提供するため、講座等の学習機会を提供します。	秘書広報課	ホームページリニューアルに当たって、SNSやアプリの活用等で情報発信機能を強化し効果的な情報提供を図る。
128				協働コミュニティ課	暴力の防止に向けて情報提供し、講座を実施する。
129		②市発行物の表現における男女平等ガイドラインの作成・配布（再掲）	市報や市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるようガイドラインを作成し、配布します。	協働コミュニティ課	市発行物の表現における状況把握の方法を検討する。
130				秘書広報課	各市の動向やガイドラインの視点など調査研究する。
131		③市内事業所への意識啓発	セクシュアル・ハラスメント等、職場の男女平等を阻む暴力の防止に向けて、市内事業所への啓発を行います。	協働コミュニティ課	パリティ窓口で、産業振興課が発行（東京都が編集）するセクシュアル・ハラスメントが記載されている「ポケット労働法2015」を配布する。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	要保護児童対策地域協議会として、代表者会議1回、実務者会議5回、ケース検討会議130回を実施した。虐待ケースとしての情報共有や対策の検討を実施した。	今後も、適切な早期対応を目標に、関係機関との連携を密にする。		
A	保護者等からの暴力を防止し被害者の保護及び自立支援を図るため、関係機関が共通認識を持ち緊密に連携しつつ、被害者の生命又は身体の安全確保を行うため、必要な情報提供や連携を適宜実施している。 また、平成27年度西東京市配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に積極的に参加し連携を深めた。	関係法令、通知等に基づき、適切な事務を実施するとともに、関係機関との連携を引き続き行っていく。		
A	精神科医、カウンセラー等に依頼しスーパーバイズを年5回実施する。東京都主催のスーパーバイズに参加する。	相談員の資質向上の為経験後に合わせ研修に参加する。 今後も継続実施する。		
B	庁内相談窓口対応職員に対して、配偶者暴力被害者支援担当者会議の中で事例の検討を行い、意見交流を行った。研修に関しては未実施	担当者会議の際DVに関する情報提供を今後行う。研修に関する検討を行う。		
B	都内の設置状況の把握を行った。東京都の配偶者暴力支援センターを利用し、保護を行った。	今後も継続実施する。都内の配暴センターの情報を収集する。		
A	チラシ・パンフレット・ホームページ等を通じて情報を提供した。	持ちうる広報媒体（市報・ホームページ（SNSを含む。））を最大限に活用しながら、引き続き情報提供していく。		
A	DV冊子の配布・センター内における掲示の実施によりDVについての情報提供を行った。自立支援講座・女性に対する暴力をなくそう運動週間事業で講演会実施	今後も継続実施することにより広く理解を深める。		
C	市報担当と調整するが、ガイドラインについては作成の予定がない。国の第4次計画策定の動向を見ながら、男女平等独自のガイドを検証することとした。	市報や市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるようガイドラインを作成し、配布します。		
C	協働コミュニティ課と調整	各市の動向やガイドラインの視点など調査研究する。		
B	「ポケット労働法2015」を窓口にて配布した。セクシュアル・ハラスメント等、職場の男女平等を阻む暴力について男女平等推進センター内で掲示を行った。	引き続き、他の啓発方法も検討する。		

体系番号				担当課目標		
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画	
132	(1)	④暴力の防止に関する市職員・教員への啓発・研修	市職員・教員に対し、男女平等を阻むさまざまな暴力についての啓発・研修を実施します。	協働コミュニティ課	市職員に向けて暴力防止の情報提供を行う。	
133				職員課	職員向けのハラスメント防止の研修を行う。	
134				教育指導課	「人権教育プログラム」の全教職員への配布する。初任者研修会や人権教育研修会での指導主事による講義をする。全校で年2回、校長等が教職員に対して「服務事故の防止」に関する研修会を実施する。	
135				II-3	①相談の実施	教育相談、就学相談、スクールカウンセラーの相談などにおいてさまざまな暴力の事実が発覚したときは、緊急支援体制で、関連部署や関係機関と連携し、被害者の保護に努めます。また、過去の暴力被害による心理的問題のある児童・生徒に対しては、医療機関等の関係機関と連携しながら必要な支援をします。
136	(2)	②男性相談のあり方の検討（再掲）	男女平等の視点にたち、男性が自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等について、相談員とともに解決の糸口を見出す相談事業のあり方を検討します。	協働コミュニティ課	男性相談についてのあり方を検討する。	
137				③緊急一時保護宿泊費等の支援（再掲）	緊急に保護が必要な女性の安全確保のため宿泊費等を助成します。	協働コミュニティ課
138	(1)	II-4	①発達に応じた性教育の実施	幼児期・思春期・成人期に至るまで、発達に応じたからだと性に関する正しい知識を身につけ、自他ともに尊重した豊かな性教育を実施します。	協働コミュニティ課	健康課、教育指導課による実施状況の把握をする。
139					健康課	実施方法について検討
140					教育指導課	東京都教育委員会と連携し、学習指導要領を踏まえた適切な性教育の実施についての指導・助言を行う。小学校においては体育の保健領域で、中学校においては、保健体育において性に関する学習を教科書に基づいて適正に指導を行うようにする。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
B	情報誌パリティの配布による啓発を実施	今後も継続実施する。		
A	管理職・係長職対象のハラスメント研修を実施した。	引き続き、市職員に向けた研修を実施する。		
B	「人権教育プログラム」を全教職員へ配布した。若手教員1年次研修や人権教育研修会での指導主事による講義をした。校長への「教職員の服務の厳正について」通知及び東京都教育委員会からの管理職対象の研修を実施するとともに、校長による全教職員への指導等を通して、各学校に適切な指導を実施した。	「人権教育プログラム」の全教職員配布、研修会での指導、校長等による教職員に対する「服務事故の防止」に関する研修会を行っていく。		
A	幼児から高校生年齢までの児童・生徒やその保護者、または教員からの相談を、庁舎においては教育相談や就学相談、学校ではスクールカウンセリングや巡回相談、また、適応指導教室や不登校ひきこもり相談室において、さらには家庭訪問等、様々な形態で行っている。どの場面においても、人権を侵害するセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力などの被害が発覚した場合には、相談者にも同意を得て、速やかに子ども家庭支援センターに連絡をしたり、緊急の場合は警察にも電話することを伝えた。その後、子ども家庭支援センター、女性相談、学校等関係機関と連携して支援体制を作っていくよう努めた。	連携のための情報共有については、要保護児童対策地域協議会としての守秘義務の範囲で可能であると考えているが、緊急の場合、要保護児童として対応している事例であるという確認ができる以前に、本人の同意がなくても情報提供して安全を守らなければならないと判断されたとき、各部署が適切に対応できるよう、情報共有のあり方について庁内全体で検討し、理解しておく必要がある。		
B	男性からの相談については子育て支援課の父子相談や東京都実施の男性相談を紹介した。	男性相談のあり方について情報収集しながら継続的に検討を行う。		
A	平成20年度より西東京市緊急一時保護宿泊費等助成金交付要綱を制定。この事業は被害者支援の選択肢を広げるために実施しているが、保護施設が利用できない際に実施する事業となる。平成27年度は実績は0である。	今後も継続実施する。		
A	研修への参加や情報収集を行う。相談の機会を通じて情報提供を行う。	今後も継続実施する。		
C	対象年齢や属性から、検討課題ではあるものの、連携しての協議にならなかった。	学齢期を対象とする場合は教育部署との連携・協働が不可欠		
B	東京都教育委員会と連携し、学習指導要領を踏まえた適切な性教育の実施についての指導・助言を行った。小学校においては体育の保健領域で、中学校においては、保健体育において性に関する学習を教科書に基づいて適正に指導を行うようにした。	今後も東京都教育委員会と連携し、学習指導要領を踏まえた適切な性教育の実施についての指導・助言を行う。		

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
141	(1)	②性と生殖に関する健康支援情報の提供	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の概念が社会に根付くよう、多様な機会を通じて情報を提供します。 また、いのちを育む妊娠・出産について、男女ともに正しい知識を持って、安心して迎えられるよう情報の提供に努めます。	協働コミュニティ課	パリテ内で掲示による啓発を実施する。
142				健康課	ファミリー学級等の機会の中で情報提供に努める。
143	(2)	①女性専門外来に関する情報提供	女性に特有のからだの不調や悩みに対応するため女性専門外来を設置している医療機関に関する情報を提供します。	協働コミュニティ課	女性相談等において、相談者の必要に応じて、女性専門外来を案内する。
144				健康課	情報の集約に努める。
145		②女性特有の病気に対する予防と検査の実施	子宮がん、乳がん、骨粗しょう症の予防と検査の充実を図ります。 また、更年期の心身の健康づくりや予防についての情報提供に努めます。	健康課	女性のがん検診、骨粗しょう症、更年期の教育の充実と周知に努める。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	パリテ内掲示にて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの説明を掲載した。	引き続き、情報提供の方法を検討する。		
C	対象年齢や属性から、検討課題ではあるものの、連携しての協議にならなかった。	学齢期を対象とする場合は教育部署との連携・協働が不可欠		
A	相談内容に応じて女性専門外来に関する情報を案内した。	今後も情報収集し、相談者以外への情報提供の方法を検討する。		
C	情報集約に努める。	随時の情報収集が必要		
A	女性のがん検診の受診率向上のための個別通知を実施 ホームページに乳がん自己検診法の情報をアップした他、女性の教室開催し、骨粗しょう症や更年期に関する知識の普及に努めた。	更なる周知に努める。		